

第1回特定最低賃金専門部会合同部会議事録

(耐火物製造業専門部会、一般機械器具製造業専門部会、電気機械器具製造業専門部会)

- 1 日 時 令和3年9月15日(水)午前10時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4-1
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室CD
- 3 出席者
- ① 耐火物製造業最低賃金専門部会
- 公益代表委員 片山裕之
國光類
益田佐和子
- 労働者代表委員 浅山里奈
五嶋賢行
- 使用者代表委員 津田宏幸
西谷治朗
元吉勇
- ② 一般機械器具製造業最低賃金専門部会
- 公益代表委員 國光類
西田和弘
- 労働者代表委員 小林陽一
伊達直人
- 使用者代表委員 上田哲也
田中三郎
鶴海元
- ③ 電気機械製造業最低賃金専門部会
- 公益代表委員 片山裕之
益田佐和子
- 労働者代表委員 岩崎真二
内藤陽介
長江洋光

使用者代表委員

石 黒 和 之
角 田 竜 也
中 井 隆 至

事務局 労働基準部長
賃金室長
賃金係長

子 安 成 人
木 村 弘 之
遠 藤 英 文

4 議 事

遠藤係長

ただ今から耐火物製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業の特定最低賃金専門部会合同部会を開催いたします。

本日の審議会は公開することとしておりましたが、傍聴希望の申込みはありませんでした。

専門部会委員として初の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めます。

本年は7業種を2組に分け、本日の合同専門部会は3業種の委員に御出席いただいております。新型コロナウイルス感染症予防のため、委員と委員の間にアクリル板を設置しています。マスク着用等御理解をお願いします。

部会委員の皆様につきまして、私から紹介をさせていただきます。私が委員の方々の名前をお呼びしますので、着座したまま一礼をお願いいたします。

まず、公益委員ですが、向かって左より

耐火物製造業と電気機械器具製造業の片山委員、

耐火物製造業と電気機械器具製造業の益田委員、

一般機械器具製造業の西田委員、

耐火物製造業と一般機械器具製造業の國光委員。

続いて、労働者側委員ですが、

耐火物製造業の浅山委員、五嶋委員、

一般機械器具製造業の小林委員、伊達委員、

電気機械器具製造業の内藤委員、岩崎委員、長江委員。

続いて、使用者側委員ですが、

耐火物製造業の西谷委員、元吉委員、津田委員、

一般機械器具製造業の鶴海委員、田中委員、上田委員、

電気機械器具製造業の石黒委員、中井委員、角田委員。

続きまして、事務局の職員を紹介します。

子安労働基準部長、木村賃金室長、私、賃金係長の遠藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、定足数について御報告を申し上げます。

耐火物製造業は労働者側委員の今井委員が御欠席ですが、他の委員8名が御出席でございますので、最低賃金審議会令5条2項の定足数、全委員の3分の2以上、又は、公労使各委員3分の1以上の出席を満たしておりますことを御報告いたします。

このほか一般機械器具製造業は公益委員の横山委員、労働者側委員の井上委員が御欠席。電気機械器具製造業は公益委員の米山委員が御欠席。一般機械器具製造業は他の委員が7名、電

気機械器具製造業は他の委員 8 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令 5 条 2 項の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

本日、御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

- (1) 各特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 合同部会座長の選出について
- (3) 特定最低賃金専門部会における審議の進め方について
- (4) 特定最低賃金専門部会の運営について
- (5) 資料の説明について
- (6) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (7) 今後の審議日程について
- (8) その他

でございます。

本日は、第 1 回目の専門部会ですので、審議に入ります前に子安労働基準部長より御挨拶を申し上げます。

子安部長

岡山労働局労働基準部長の子安でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、また、新型コロナウイルスにつきましては岡山では緊急事態宣言がクリアできまして、まん延防止措置に 1 ランク下がったと、そしてここ近日の報道を聞きましても 50 人を下回る日が何日か続いているというところが個人的には良かったなと思っているところでございます。

そういった中で、本日お集まりいただきました産別の特定最賃、本日は 3 業種分でございますが、この関係労使、公益委員の方々にお集まりいただく専門部会は 2 年ぶりの開催となります。

そして、先般、県内すべての業種の企業と労働者に適用される地域別、岡山県最低賃金と呼んでおりますけど、こちらが 10 月の 2 日から 28 円引き上げて時間額 862 円となります。その議論の中では、県内でも特に、宿泊、飲食、観光関連などで感染症の影響が依然大きく続いており、大変難しい審議となりました。特定最賃につきましても感染症の影響が業種により様々だという御意見も出ておりましたし、また、報道などを見ましてもそういった状況が窺えるところでございます。

このため、一昨年令和元年度までとは異なり、本年度は必要性の審議の段階からこういった各業種の専門部会を設置して審議を行うことになりました。これは岡山の審議としては初めて

の取組となります。

そしてこの必要性審議、金額審議についてそれぞれの専門部会を開催することから、例年以上にスケジュール的にはタイトになったり、回数もトータルとしては例年よりも多くなることも見込んでおりました。本日お集まりいただき、日程調整も御無理をお願いいたしましたが、引き続き2回目以降の日程調整につきましても御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さらには、特定最賃は各産業の労使のイニシアティブにより審議が行われること、全会一致の原則、そして県内の当該産業の実情、労働者の状況などを労使から御意見をお寄せいただいて、十分に踏まえた審議をお願いしたいと、この点につきましては2年前と同じスタンスでございますので、こちらにつきましても是非よろしくお願いしたいと思います。

遠藤係長

賃金室長よろしく申し上げます。

木村室長

議事に入らせていただきます。

まず議題「(1) 部会長・部会長代理の選任」でございますが、部会長及び部会長代理は最低賃金法において、公益委員の内から選出することとされていますが、これまでの慣例によりまして、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいております。各部会長、部会長代理を御紹介させていただきますと思います。

耐火物製造業専門部会、部会長、益田委員、部会長代理、片山委員。

一般機械器具製造業専門部会、部会長、横山委員、部会長代理、西田委員。

電気機械器具製造業専門部会、部会長、益田委員、部会長代理、片山委員。

ただ今御紹介しました部会長、部会長代理につきまして、御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

木村室長

御了承いただきまして、ありがとうございます。

続きまして、付議事項(2)、本日の3業種の専門部会による合同部会の進行を進めていただきます座長を公益委員の中から選出をしていただきます。

片山委員 これまでの経緯を踏まえまして、益田委員を推薦したいと思
います。

木村室長 ただ今、益田委員にお願いしたいという御意見がございました。
各委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

木村室長 以降の議事につきまして益田座長にお願いしたいと思います。
よろしく申し上げます。

益田座長 本日の合同専門部会の座長を仰せつかりました益田でござい
ます。皆様、どうかよろしくお願いいたします。

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、本審の議論、
合意を得て従前と異なる審議方法とスケジュールで行うことと
しています。しかしながら労使のイニシアティブにより特定最
低賃金の審議を進めることはこれまでと同じです。各委員の御
理解、御協力をお願いいたします。

付議事項に入る前に、本日の議事録の署名人を決めておきたい
と思います。特定最低賃金専門部会の運営規程第6条によりま
すと、部会長及び部会長が指名した委員2名が署名するものと
されています。ですので、耐火物専門部会の部会長である私と、
労側は浅山委員、使側は西谷委員にそれぞれお願いします。

本日の大まかな予定を御説明いたします。

まず付議事項(3)、(4)につきまして、本審で合意された審
議の進め方などを事務局から説明していただきます。続いて、
付議事項(5)の本日配付の資料説明についても事務局からお
願います。

その後、付議事項(6)に移ります。各専門部会の第1回目
は、各部会の労使双方から、改正決定の必要性の有無に係る基
本的な考え方を述べていただきます。

その際、事前の打合せ時間を設けた方がよいと思いますので、
資料説明の後に一旦休憩とします。若干の休憩の後、恐らく午
前11時頃には再開したいと思います。そして基本的な考え方につ
いては各部会の労使より各側5分から6分程度でそれぞれ御
発言をお願いします。審議時間が限られていることもあり、御協
力をよろしく申し上げます。

では、付議事項「(3)の今年度の特定最低賃金専門部会にお
ける審議の進め方」について、事務局から説明をお願いします。

木村室長

説明させていただきます。

今年度の7業種の改正決定に係る申出については、いずれも形式的要件を具備しており、7月2日の本審で改正の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。この諮問につきましてはお手元の資料のNo.2-①に付けさせていただいております。

一昨年令和元年度までは、本審で7業種を一括して「必要性あり」と結審し、その後に金額改正に係る局長諮問を経て専門部会を設置して審議が行われていました。しかし、昨年は改正決定の必要性について全会一致とならず、金額審議は行われませんでした。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が各産業により様々であることから、本審で一括して審議することは難しいという意見、必要性の有無の段階から専門部会を設置して、各部会で必要性の有無に関する審議、以下必要性審議と申し上げたいと思いますが、この必要性審議を行うこととなりました。岡山地方最低賃金審議会では初の取組であり、最賃法第25条第1項に基づく専門部会となります。この第1回が本日ということでございます。

他の4業種につきましては先週8日の水曜日に開催をさせていただきます。

必要性審議の専門部会で、必要性ありで全会一致となった場合は金額審議を行うこととなります。全会一致とならなかった専門部会については審議終了となります。審議を効率的に進める観点から、必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いすることを7月30日諮問で追加し、かつ、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催することなく、引き続き金額審議を行うことができるようにしております。これが資料No.2-②ということになります。

この段階で2年前まで行っていた法25条第2項に基づく金額審議の専門部会となり、委員は兼務です。ただし、金額審議に当たっては最賃則第11条に基づく意見聴取の公示手続が必要になるため、必要性有となった日から金額審議まで3週間程度空けることとなります。

以上、本年度の進め方につきまして、本審議会での確認事項を改めて御説明させていただきました。御理解のほどよろしく申し上げます。

益田座長

ただ今の事務局の説明について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(特になし)

益田座長

今年度は岡山地方最低賃金審議会ですべての取組として、必要性の有無の段階から専門部会を設置して調査審議を進めます。委員の方には戸惑うこともあるかと思いますが、不明な点があればその都度質問なり、確認をいただくようお願いします。

専門部会の結審方法など、運営の詳細について事務局から説明をお願いします。

木村室長

審議会令第6条第5項の適用につきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされております。先ほど付議事項「(3)改正審議の進め方」でも説明したとおり、7月30日の審議会において、必要性審議の専門部会において全会一致の場合は、この規定を適用することで合意しております。従いまして、専門部会の決議を本審の答申とし、引き続き金額審議に移行します。また、金額審議の専門部会においても2年前までと同様に審議会令第6条第5項を適用することで合意されております。

なお、先ほど付議事項(3)で説明したとおり、必要性について全会一致とならなかった専門部会は後日本審に報告し、審議終了となります。また、必要性ありで全会一致となり、その後の金額審議において全会一致とならず結審した専門部会の産業につきましては、後日本審に報告の上、本審で審議が行われることとなります。こういった運営になります。御理解のほどよろしくお願いいたします。

益田座長

ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(特になし)

益田座長

確認しますと、必要性審議、金額審議、いずれの専門部会でも、審議会令第6条第5項を適用すること。必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること。さらに、金額審議で全会一致とならなかった専門部会

は、本審で審議を行う。以上のようになります。

次に、特定最低賃金専門部会の審議の公開・非公開につきましては、従前の金額審議は、各委員の忌たんのない御意見をいただく必要があることから非公開としていました。今回の合同部会は公開ですけれども、次回以降の専門部会の必要性審議においても同様の事情が考えられます。

私が担当します耐火物と電気機械器具製造業専門部会においては、次回以降の専門部会の審議は必要性の有無の段階から各委員の皆様の忌たんのない意見交換をする必要があると思いますので、非公開としたいと思います。ほかの部会はいかがでしょう。

西田部会長代理 一般機械器具製造業についても、横山部会長から、非公開として審議を進めたいとの意向を伺っていますので、そのように取り扱いたいと思います。

益田座長 ということで、3業種の部会長としましては次回以降の専門部会の審議については非公開の意向です。
労使委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

益田座長 本日開催の3業種の第2回以降の専門部会は非公開といたします。
次に、付議事項「(5)資料の説明」について、事務局からお願いします。

木村室長 資料No.3から説明させていただきます。
これは、日本銀行岡山支店が本年9月1日に発表した「岡山県金融経済月報」です。
概況としましては、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などから一部に下押し圧力が強まっており、持ち直しの動きが一服している。」として、前月まで「弱めの動きとなっている」としていましたが、3か月ぶりに景気判断を引き下げるものとなっています。
最終需要をみると、個人消費は、弱い動きとなっている。
設備投資は、高水準となっている。
住宅投資は、高めの水準となっている。
公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、緩やかに持ち直している。

雇用・所得環境を見ると、労働需給は弱めの動きが見られるほか、雇用者所得も下押し圧力が強い状態にあるとされています。

次に、次ページの「(2) 生産」を見てみますと、主要製造業業種ごとの足下の生産動向として、今日の専門部会関連の産業ですと、

耐火：窯業・土石 緩やかに持ち直している。

農機具 高操業となっている。

工作機械 持ち直しつつある。

電気機械 高操業となっている。

とされています。

次ページ以降につきましては、岡山県の主要経済指標が記載されていますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

次に資料No.4、令和3年8月3日、岡山財務事務所発表の岡山県内経済情勢報告です。

総括判断では、「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しつつある。」としています。これは3期連続で判断据置きとなっています。

総括判断の要点としては、前回発表の本年4月と比較して、「住宅建設」と「輸出」の項目では「前年を上回っている」と上昇気味ですが、個人消費、生産活動等、ほかの項目では、横ばいの状況です。

また、【先行き】ですが、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で、各種政策の効果もあって持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。」としています。

次ページ以降の各論では、「生産活動」の項目では、「電気機械は、5G対応のスマートフォン向けや自動車向けなどで需要が堅調であることから増加している。」「工作機械は、受注の回復が見られ、持ち直しつつある。」また、下段では工作機械についても、「国内・海外とも受注が増加しているため、足下では生産水準が回復している。」と解説されています。

また、次ページ以降、本報告の資料編となっておりますので参考としていただければと思えます。

なお、本日資料として配付できていませんが、岡山財務事務所は一昨日、9月13日、8月15日調査における7月から9月期の法人企業景気予測調査結果を発表しています。これにより

ますと、全産業の景況判断指数BSIは、マイナス 11.1%ポイントとなっているものの、前期4から6月期から 19%ポイント上昇したこと、製造業では上昇超えに転じていること、非製造業では下降超幅が縮小しているとされています。また、次期 10月から12月期のBSI見通しについても、プラス 11.9%ポイントと上昇見通しとなっています。

次に、資料No.5です。岡山県が8月19日に発表した「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」の令和3年6月分です。

生産指数は対前月比 4.7%増の 93.0 で2か月ぶりの上昇となっています。

ただし、7月後半から新型コロナウイルスの感染が再拡大しており、生産指数の改善が続くかは不透明とコメントしています。

概況の指数の上昇・低下に寄与した業種として、2項のところで、生産、出荷、在庫の主要業種が掲載されています。

3ページから、「4. 生産の業種別動向」(1) 主要業種の生産動向、(2) 業種分類生産指数、(3) 特掲業種分類生産指数があります。それぞれの原指数、季節調整済指数が掲載されており、各産業の数値において、前年同月比、前月比等確認いただければと思います。

次に資料No.6を御覧ください。労働局職業安定課が8月31日に発表した「雇用情勢」です。

有効求人倍率につきましては、7月の有効求人倍率は 1.45 倍となり、前月と同水準となっています。この1年では高い水準にあるものの、8月は感染拡大が続き、緊急事態宣言が発令されたため、雇用情勢が悪化する可能性もあるとコメントしています。

新規求人倍率につきましては、2ページのところですが、7月の新規求人倍率は、2.43 倍、左下の7月の数字になります。前月の 2.24 倍に比べ 0.19 ポイント増加しています。産業別では、6ページですが、上部のEの製造業が右端の数字、30.6%増、中段やや下のIの卸・小売業で 15.6%増となっています。一方、上段のDの建設業は 6%減、下方のMの宿泊、飲食サービス業は、対前月比で 24.5%減となっています。参考指標としていただければと思います。

また、こうした指標以外にも各産業における近時の売上高動向、日本政策金融公庫、様々なシンクタンクなどが発表している生産動向、業況判断なども出されています。

ただ、ワクチン接種が行動緩和に結び付く期待感がある一方

で、7月後半から8月にかけて岡山県内においてもコロナウイルス新規感染者数が増加に転じ、8月27日からは緊急事態宣言が発せられるなどの情勢もありまして、今後の経済活動指標の動向は先行き不透明である点は共通していると思います。

以上資料説明とさせていただきます。

益田座長

ただ今の資料説明について、何か質問等がありましたらお願いします。

(特になし)

益田座長

では、ただ今から若干休憩に入りたいと思います。
この間を利用して労使の打合せをしていただけたらと思います。

15分あれば足りますか。

(同意する声)

益田座長

では、10時50分から再開したいと思います。
打合せですが、今回は打合せ場所はあるのでしょうか。

木村室長

大変申し訳ありません。
3部会各労使の打合せのための6部屋が確保できておりません。
大変恐縮ですが、この会場、若しくはロビーの方で、それぞれ打合せをお願いできたらと思います。

益田座長

10時50分から再開ということで、皆さん、打合せなり休憩なりお願いいたします。

(労使それぞれ個別に打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

益田座長

再開いたします。
次に、付議事項「(6) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無」についてです。

本日は各専門部会別に、労使各側より特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることになります。

時間等の関係もあり、専門部会の労使それぞれにおいて5分から6分程度での発言に御協力いただくようお願いします。専門部会ごとに労使の意見発表が終わりましたら、その都度質疑の時間とします。

なお、労使の考え方をお聞きするに当たっては、特に発言席は設けておりませんので、着席で発言願います。議事の進行は担当の部会長が行います。

益田部会長

まず、耐火物専門部会です。私が担当させていただきます。

労使それぞれから基本的な考え方をお伺いします。お聞きする順番は、労働者側委員、その後、使用者側委員にお願いします。

労側の代表の方をお願いします。

五嶋委員

五嶋から必要性の有無について話をさせていただきます。

まず、特定最低賃金の歴史について申し上げたいと思います。もともと産業別最賃から始まって、1970年代辺りから地域別最賃が大幅に拡大してきたということで、その後産業別については1つ上の段階をとというようなことがあったようでございます。

産業別最賃については公正な競争の確保を始め、基幹的労働者の適正な賃金を保証するためのものであるという性質をいまだに持っているのではないかと私は感じています。よって、地域別最賃と特定最賃とでは違いがあるのではないかと感じております。

今、コロナ禍で、昨年からは耐火物製造業の使用側の方の皆さんも大変厳しい状況に置かれているというのは認識しておりますけれども、労側としていろんな記事、メディア等の状況を見ますと、我々の主要ユーザーである鉄鋼業界におきましては9,000万トンを超えるぐらいの推移であろうと見られていたのが、この10月以降、さらに下期、緩やかに回復を見せて、粗鋼生産1億トンに迫るぐらいの予想がされている状況です。

したがって、耐火物製造業においてもその恩恵を受け、受注も増加し、売上利益も上がってくるような状況だと判断しております。

先日、備前あったかニュースとって商工会議所が発行しているものがあるのですが、耐火物協会中四国支部の広告が載っていました。高熱に耐えるのが得意ですといううたい文句と、耐火物は鉄やガラス、セメントなどを作る際に必要不可欠です、という内容でした。私たちの生活を支える基幹産業を耐火物が

支えています。いわば縁の下の力持ちの産業であるということは使側も十分認めている。その中で、特定最賃が 924 円ということで、主要ユーザーである鉄鋼と格差がかなり開いている状況です。これからも使側の皆さんと縁の下の力持ちである耐火物製造業を、是非、必要性ありとして審議をしていくべきではないのかなと考えていますし、縁の下の力持ちとして支えるのは誰だということであれば人であるし、耐火物製造業に携わる労働者であろうと思います。

岡山には先輩たちが築き上げてきた 7 業種の特定最賃がありますが、耐火物製造業は、特に東備地区を中心とした岡山県の主要産業の 1 つではないのかなと思います。

本日、ここに臨まれている使側の皆さんと労側は、今後の耐火物製造業をどう発展させ、公正な競争の中でこれからも継続していくのかという使命を担っているのではないかと感じております。審議の必要性があるのではないかと判断しております。

益田部会長

次に、使側の代表の方にお願ひします。

元吉委員

元吉の方から使側の考え方について簡単に御説明させていただきます。

私どもも、労側の委員からあったように岡山県で耐火物が主要産業であることは認識していますし、耐火物産業の事情もありますので、次回 2 回目からは具体的な実情に沿った審議ができればと考えております。

先ほど労側からもありましたように、我々の業界はメインユーザーが鉄鋼でございますので、自動車とか電気製品、造船などのいろいろな影響を受けますが、昨年のコロナの影響から生産が少し戻りつつあるというところではあります。昨年度は臨時休業を行っており、今年度に入ってそういう状態からは何とか抜け出しておりますが、完全にコロナ前に戻ったというほどではありません。

とは言いながら、そういった実情に沿った範囲で、できるだけ耐火物業界としてどういった事が最低賃金としてできるのかという審議を次回以降で具体的に御相談できたらと思っております。以上です。

津田委員

品川リフラクトリーズの津田です。

先ほど元吉委員からもありましたように、耐火物業界の状況は鉄鋼に依存するところが大きでありまして、粗鋼量に関しては

この下期緩やかな増加基調とありますけれども、リスク要因としてはこのコロナの影響がまだ不透明であるところが十分に考えられます。

足下緩やかに上昇基調にあるとは思いますが、このコロナの要因で回復に向かいつつある需要が再び落ち込んで景気後退という恐れも十分ありますので、そういったところを踏まえまして、次回以降御審議いただければと思います。以上です。

益田部会長 使側の意見は以上でしょうか。

元吉委員 はい。

益田部会長 ありがとうございます。

ただ今、労使双方から今年度の耐火物製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、基本的な考え方の意見を述べていただきました。

労働者側からは必要性ありで審議をしていきたいという発言がありまして、使用者側からは具体的に実情に沿った範囲内で審議ができればというような御発言をいただきました。

本日は3業種合同部会でございますので、今回の基本的な考え方の表明を受けて、次回以降それぞれということで、耐火物につきましては次回第2回の専門部会において、本日の発言を受けての議論を双方でしていただき、審議を進めていけたらと思います。よろしいでしょうか。

(同意する声)

益田部会長 耐火物の方は以上です。

次に、一般機械器具製造業専門部会をお願いします。

西田部会長代理 一般機械器具製造業専門部会を担当いたします西田でございます。

横山部会長が所要により欠席のため、私が進行させていただきます。よろしくをお願いします。

一般機械器具製造業専門部会の労使それぞれから基本的な考え方を伺います。お聞きする順番は、労働者側委員、その後、使用者側委員をお願いします。

労側の代表の方をお願いします。

伊達委員

労側を代表して私から発言をさせていただきます。

一般機械器具製造業の改定の必要性についてということですが、この一般機械器具製造業は非常に業種も幅が広いところがございます。また、産業構造の基盤を支えていると認識しております。また、業界を下支えする重要な業種ですし、特に中小零細企業の比率が非常に高く、未組織労働者も非常に多い業種でございます。同業種で働く組織労働者として、賃金交渉の補完的な役割を担うことは当然の義務だと考えています。

さらに、県内の特定最賃の中で中位に位置しており、当業種で基幹的労働者として家計を支えている方も少なくないと認識しております。

現在の特定最低賃金は 934 円ですが、仮に年間 2,100 時間働いたと仮定しても年収 200 万円に届かないという状況にあります。また、直近の 3 年から 4 年間については県内の他業種の多くや近隣の同業種の引上げ額を下回っています。その点を含め、将来にわたり優秀な労働力を確保するためにも、最低賃金の引上げが必要であると考えています。

私は JAM の岡山を担当しています。この春闘でもそれぞれの企業、労働組合で労使協議をして前向きな回答を得られたところも多くございますが、この長引くコロナ禍で業績的に非常に厳しいところも多かったと認識しているところです。

岡山の特定最低賃金では、2018 年以降香川県との差が拡大し、昨年は広島県を下回ったという状況もございました。賃金水準の改善というのは必要不可欠と考えておりますし、今年地域別最低賃金については過去最高の目安額が出たというところで、昨年と比較しても大きく状況が違っていると認識しているところです。

昨年については残念ながら業種別の最低賃金の必要性の審議が担保できず、我々の思いを使側の方にお伝えする場もありませんでしたし、逆に使側の状況というところもお伺いすることができませんでした。

労使の話し合いの中で最低賃金を決定していく、若しくは、協議をするという仕組みは非常に重要な位置づけにあると認識していますので、労側としては必要性ありという方向で、結果はどうあれ、しっかり協議をしていきたいと考えています。

この一般機械器具専門部会では、足下の実態や状況も踏まえて協議をし、意見交換をして結審してきたという過去の労使の審議状況、背景がございます。やはり、これまで築き上げてきた歴史と伝統のある審議、関係性があると認識していますので、是非、この健全な労使関係に基づいて、真摯かつ前向きな議

論を強く求めたいとし、労側の意見としたいと思います。

西田部会長代理

ありがとうございます。

次に、使用者側の方をお願いいたします。

上田委員

上田と申します。よろしくをお願いいたします。

まず、連合が7月5日に発表した2021年春闘の最終集計結果によりますと、基本給を底上げするベースアップと定期昇給を合わせた平均賃上げ率が1.78%、5,180円で前年を0.12ポイント、326円下回ったということでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、賃上げの流れが一段と失速し、政府主導で賃上げの動きを促した官製春闘が2014年に始まって以降最低の賃上げ率となりました。

コロナ禍で企業業績が悪化した製造業や交通運輸、サービス、ホテルなどは低調であるということ、それと規模別の平均賃上げ率は組合員1,000人以上の大手で前年比0.14ポイント減の1.78%、5,439円、300人未満の中小で0.08ポイント減の1.73%、4,288円と、いずれも低迷しているというところでございます。

次に財務省が発表した、これは冒頭事務局からも説明がありましたが、新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響では、令和3年7月調査時点の業績は、54%の企業は平常時と比較して減少と回答するなど、サービス業、宿泊、飲食、流通等を中心に依然として厳しい状況が続いております。前回調査の4月と比較すると、業績が減少と回答した企業の割合にほとんど変化はございません。

先行きについては感染症の動向が地域経済に与える影響に十分注意する必要があるとしているところでございます。

私どもの組合におきましても業績は回復傾向にございますが、岡山県では8月27日からの3回目の緊急事態宣言が適用、9月13日からはまん延防止等重点措置が適用されるなど、まだまだ先が見通せない状況でございます。

また、農機具などが回復しているという話がありましたが、残念ながらデルタ株の爆発的なまん延によって、東南アジアでの部品の調達ができない状況がございまして、それによって元請から私どもの組合員企業が製造する部品の納入を待てという状態になっていて、今後の見通しが全く立たない状況でございます。

次に、最低賃金の引上げは、本来低スキル労働者を中心に就業時間を増やそうとするインセンティブを与えると言われてお

ります。しかし日本では反対に短時間労働に従事する女性配偶者などに対して就業の抑制を促しているという点に留意する必要があります。と思います。

パートタイム労働者は時給が上昇すると労働時間が減少するという傾向が顕著に見られ、その結果、年収は僅かな上昇にとどまっています。扶養の範囲内で働きたい人は、時給が上がった分働く時間を短くする傾向にございます。最低賃金は上がるのに中小企業、特に私どものような零細企業はその分を価格に上乗せできず、利益の確保ができないような状況にございます。最低賃金で働く短時間労働者の多くは主婦や学生などであり、貧困層ではないと考えます。

次に、現行法では最低賃金は地域における労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払い能力の3要素を総合的に勘案することとなっているということでございますが、2021年7月分の2020年基準、消費者物価指数、全国ベースですが、この総合指数は99.7で前年同月比0.3%の下落。岡山市の総合指数でも99.7で前年同月比0.2%の下落となっております。

また、岡山県経営者協会が調査した県内企業2021年の賃上げ率は、製造業で1.8%となっております。さらに、国内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から弱めの動きということでございます。

最低賃金の引上げにはその前提として名目3%、実質2%の経済成長が必要であると言われていています。また、景気の回復が必要であることから、現状ではこの状況にないと言わざるを得ません。

岡山県最低賃金審議会は県内の最低賃金を現行の834円から28円引き上げて862円とするよう答申し、3.36%もの引上げであります。その根拠が全く理解できません。中央最低賃金審議会の答申をそのまま適用したのではないかと私は思っております。

最低賃金の地域間格差が大都市圏への人口流出を促しているとの指摘にございますが、最低賃金の地域間格差は人口移動の要因とは言えず、高収入の仕事や生活の利便性など、大都市圏に住む利点が影響しているのもあって、最低賃金を引き上げる積極的な根拠にはなりません。

以上から、引上げの必要性はないと私は考えます。以上でございます。

西田部会長代理

使側のほかの委員から補足はございますか。

(特になし)

西田部会長代理 双方から御発言いただきましたが、何か質疑等ございますでしょうか。

(特になし)

西田部会長代理 ただ今、労使双方から今年度の一般機械器具製造業最低賃金の改正決定における必要性の有無について基本的な考え方の表明がありました。

その中で、労働者側からは必要性ありとの発言がありましたが、使用者側からは業績回復傾向とはいえ厳しい現状があり、先が見通せない中で必要性はないと思われるとの御発言がありました。

このことにつきまして、次回以降、当該部会においてより一層の議論を深めていきたいと思えます。

一般機械器具製造業専門部会の委員の皆さん、それによろしいでしょうか。

(同意する声)

西田部会長代理 発言者の皆さん、どうもありがとうございました。
これで一般機械器具製造業専門部会の意見表明を終わります。

益田部会長 次に、電気機械器具製造業専門部会ですが、私が担当させていただきます。

では、電気機械器具製造業専門部会の労使それぞれから基本的な考え方をお聞きします。お聞きする順番は労働者側委員、その次に使用者側委員にお願いします。

では、労側の代表の方、お願いいたします。

内藤委員 内藤の方から述べさせていただきます。

まず、産業別最低賃金の改正の必要性ですが、ありと考えています。その背景について補足説明をさせていただきます。

まず、業況ですが、昨年度はコロナの影響もありまして、前年同期比で減少するということもありましたがけれども、テレワーク等の普及もあり、パソコン需要など、データセンター向けの半導体需要を中心に拡大をしてきていますし、半導体の装置、設備も上昇傾向にあるという状況になっています。

2021 年度にあつてはコロナの影響もあり、不透明感は引き続きありますが、各国での経済回復も見込まれており、多くの企業が増収増益を予想している状況にあります。

また、国内においてはコロナ禍で顕著になりましたデジタル化の遅れを解消すべく、解消に向けた取組を加速させており、これまで電機産業が主導してきた技術である IoT、ビッグデータ、AI 等の発展、活用拡大が重要となってきました。また、それらの技術には人手不足、超少子高齢化社会などの社会保障制度の持続性や、地球温暖化などへの環境問題、エネルギー問題といった、今後私たちが直面する様々な社会問題の解決も期待されている状況にあります。このようなことから、電機産業においては中長期的な成長が期待される分野であると捉えています。

今季の春闘ですが、企業内最低賃金も引上げしてきております。特定最低賃金の引上げは未組織労働者を含む電機産業全体の賃金の底上げ、引上げに大きな役割を持っていると考えております。電機産業で働くすべての労働者の賃金の引上げ、底上げと下支えを行い、公正処遇の実現につなげるため、特定最低賃金の引上げに向けて今後議論をしていきたいと考えています。

今後の日本経済の成長、発展に向けた貢献が期待される基幹産業としての位置づけから、岡山県内における他産業の賃金水準なども踏まえて、慎重な議論が必要だと考えております。

公正競争の確保の観点でも、近隣他県の状況も踏まえながら議論をしていくことが必要と考えていますし、春闘で相場形成された水準改善の結果を踏まえて、未組織労働者を含む電機産業全体の処遇改善に波及させるということで底上げ、底支えを図っていくことが必要だと考えています。

岡山県の電機産業においても人材確保と能力発揮を後押しすることが必要だと考えています。そうすることで競争力のあるものづくりやソリューション、新たな雇用の創出につなげていくという観点からも適正な水準改善を図っていくことが必要と考えておりますので、以降、議論をさせていただければと考えております。よろしく申し上げます。以上です。

益田部会長

労働者側のほかの委員からはよろしいでしょうか。

(特になし)

益田部会長

では、次に使側の代表の方お願いします。

中井より述べさせていただきます。

観点は3つありまして、賃金の動向、現在の経済状況、我々の置かれている事業構造、この3点について使用者側の意見を述べさせていただきます。

まず、賃金の動向です。

近年、産業、事業の急速なグローバル化が進行することによって、これまで国際競争力の源泉であった日本の持つ品質レベルの優位性というものは、新興国の台頭によって相対的に薄れていく傾向にあります。

コスト競争の激化にとどまらず、この数年でも企業存続をかけたし烈な競争がグローバル圏で激化してきています。

また、喫緊では新型コロナウイルスの影響もありまして、特需的な業績を呈す企業と、過去に例のない危機的な状況といったまだら模様が一層鮮明となっている状況にあります。

このような事業環境の変化が激しい中で、企業経営としては雇用維持、新規労働力の獲得を行うため、事業存続可能な総額人件費のコントロールを念頭に、業績の向上、あるいは、経営成果に対しては賞与ですとか一時金、こういった形で報いることが望ましいと考えております。

2つめに、現在の経済情勢と今後の見通しについて御説明いたします。

内閣府発表の経済基調判断によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症の影響によって依然として厳しい状況にある中ではありますが、持ち直しの動きが続いています。ただし、一部で弱さが増している。また、先行きにつきましては、感染拡大の防止策を講じてワクチン接種を促進する中で、各種政策の効果、また、海外経済の改善もありまして、持ち直しの動きが強いことが期待されています。

しかしながら、感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意をし、また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がありますとされています。

日銀が7月1日に発表した6月の短観によりますと、コロナ禍による不透明感を指摘する声が幅広く聞かれておりまして、原材料の価格の高騰も収益に悪影響を及ぼすのではないかと懸念が出ている状況であります。

電機業界では大手企業で第1・4半期の営業利益は前期比ですべてプラスということで、新型コロナウイルスの影響を受けた前年度から回復傾向にあることが分かります。

しかしながら、先行きは不透明感が増していきまして、重複し

ますが原材料の高騰、また、半導体供給不足による減産の影響、感染力の強いデルタ株の感染に移行したコロナウイルス感染症の影響など、これまで経験したことのない変化の懸念が産業全体に及んでおります。

各社にはこのような喫緊の課題に、変化にスピード感を伴って対応することが現時点で求められています。

次に、電機産業の構造について述べさせていただきます。

以上の背景から、電機産業は現在大変厳しい状況に置かれていると認識しています。これまでの少子高齢化による労働人口の減少、国内消費の衰退等、グローバルでの経済競争の激化が優勝劣敗の色濃く、また、スピードも加速しています。これに加え、直近の原材料の高騰、猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への対応、様々な変化の波が押し寄せている状況にあります。

地方企業を含むすそ野の広い国内の電機産業構造の中で、産業全体として人件費を含めたコストマネジメントはより重要となっており、企業存続の最重要課題でございます。最低賃金の大幅な上げは、特に中小企業での企業存続に影響することから、すそ野の広い業界全体のサプライチェーン上にも影響を及ぼしかねないものと危惧しております。

最後に必要性についてです。

グローバル競争環境下においては、国際競争力の維持、向上が雇用確保に繋がるものと考えます。したがって、産別最低賃金の改定については雇用確保を第一としまして、総額人件費に主眼を置きながら、社会、経済環境や電機産業の展望、企業全体の動向、物価動向などを正しく認識した上で地域別最低賃金とのバランスなどを勘案し、慎重に検討する必要があると考えます。政策的な意図から急激に上昇してきた最低賃金は産業基盤の中核である地方中小企業の経営を大きく圧迫することに繋がりがねないため、改定の必要については慎重に検討していくべきと考えております。以上です。

益田部会長

ほかの使側の方、よろしいでしょうか。

(特になし)

益田部会長

ありがとうございます。

双方から御発言をいただきました。質疑の時間とします。いかがでしょうか。

(特になし)

益田部会長

ただ今、労使双方から今年度の電気機械器具製造業最低賃金改正決定必要性の有無について、基本的な考え方の御意見がありました。

その中で労働者側からは必要性ありということで、引上げに向けて議論していきたいという御意見がありました。

同様に使用者側からは、必要性については慎重に検討すべきであるという御意見をいただきました。

このことにつきましては、本日は3業種合同部会ですので、次回、第2回専門部会において、本日の御発言を受けて議論を深めていきたいと考えています。電気機械器具専門部会の委員の皆さんよろしいでしょうか。

(異議なし)

益田部会長

発言者の皆様ありがとうございました。

以上で電気機械器具製造業専門部会の意見表明を終わります。

益田座長

3部会の労使それぞれから考え方をお聞きしました。

全体を通しまして産業間の横断的な質疑と委員の皆様から意見がありましたらお願いします。

(特になし)

益田座長

では、各産業において述べられた各労使の方々の意見を踏まえまして、次回以降の各専門部会において慎重な審議が行われるよう皆様の御協力をお願いいたします。

次に、付議事項「(7)の今後の審議日程」について事務局から説明してください。

木村室長

審議日程の調整につきましては各委員の皆様の御協力をいただき、大変ありがとうございました。

できるだけ各委員に御出席いただけるよう調整の上、別途通知をさせていただいたところでございます。今後の日程確保につきまして、よろしく願いいたします。

益田座長

ただ今事務局から説明がありましたが、特定最低賃金専門部会ごとに日程のお知らせがいったかもしれませんが、今後の審

議日程について皆様の御協力をお願いいたします。

その他ですが、何かありますか。

木村室長

1点確認をさせていただきたいと思います。

本日の第1回専門部会は公開として開催させていただいておりますので、今日のこの専門部会につきましては、議事録を作成して公開することとします。

第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすると確認されましたので、議事要旨を作成して公開するということが皆様に御理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

益田座長

今、事務局から説明がありましたように、議事録、議事要旨の取扱いについては、次回以降は議事要旨を作成し公開することによってよろしくをお願いします。

委員の皆様からほかに何かありますでしょうか。

(特になし)

益田座長

本日の3業種労使それぞれから意見を聞かせていただいたということで、次回からの専門部会で審議をお願いいたします。

以上で3業種合同の第1回特定最低賃金専門部会を終わりにしたいと思います。長時間にわたる審議大変お疲れ様でした。